

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

1979(昭和54)年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本を含めて189か国が批准しています。

1999(平成11)年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000(平成12)年12月に発効しています。2021(令和3)年現在、条約批准189か国中で114か国が批准しているが、日本はまだ批准していません。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度であります。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくなく、選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づいた女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できます。

日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」が156か国中120位に位置しており、新型コロナウイルスの感染拡大で非正規職員の雇い止めなど、特に女性への影響が大きい状況下において、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するための更なる施策が急務となっています。

政府は選択議定書の審議に参加し決議に加わっており、第5次男女共同参画基本計画において、「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決される環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月29日

摂津市議会